令和６年度　環境等測定結果

＜目　次＞

１　大気汚染の監視の状況（環境監視センター）・・・・・・・・・・　1

２　有害大気汚染物質のモニタリング状況（環境監視センター）・・　8

３　河川の水質汚濁の状況（環境監視センター）・・・・・・・・・・　11

４　海域の水質汚濁の状況（環境監視センター）・・・・・・・・・・　14

５　地下水汚染の状況（環境監視センター）・・・・・・・・・・・・　17

６　環境騒音の状況（環境監視センター）・・・・・・・・・・・・・　19

７　自動車交通騒音の状況（環境監視センター）・・・・・・・・・・　20

８　ダイオキシン類の状況

（環境監視センター、廃棄物対策課、清掃管理事務所）・・・　23

９　公害苦情の処理状況（環境監視センター）・・・・・・　36

○　資料１　法令等による測定の実施義務・・・・・・・・・・・・・　37

○　資料２　ダイオキシン類各種基準・・・・・・・・・・・・・・・　38

○　資料３　用語の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　39

令　和　７　年　６　月

いわき市生活環境部

１　大気汚染の監視の状況

１　目　的

本市では、大気汚染防止法第 20 条及び第 22 条に基づき、市内における大気汚染の状況について、大気汚染常時監視測定局（以下「測定局」という。）にて常時監視を行っています。

２　測定期間

令和６年４月～令和７年３月

３　測定局及び測定項目

⑴　測定局（表－１参照）

一般環境測定局 11 局及び自動車排出ガス測定局１局の計 12 局

⑵　測定項目（表－１～表－５参照）

大気汚染に係る環境基準が定められている二酸化いおう、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、光化学オキシダント及び一酸化炭素の６項目のほか、炭化水素、風向・風速、温度・湿度、日射量及び放射収支の５項目を加えた計 11 項目

４　測定結果の概要

⑴　概要（環境基準等の達成状況）

環境基準等の達成状況は表－６のとおりで、二酸化いおう、一酸化炭素、二酸化窒素及び微小粒子状物質については、すべての測定局で環境基準を達成しました。

一方、浮遊粒子状物質については、１測定局で環境基準（短期的評価）を達成せず、光化学オキシダントについては、全国の環境基準達成率が低い状況と同様に、７測定局すべてにおいて環境基準を達成できませんでした。

指針値が設定されている非メタン炭化水素は、２測定局のすべてにおいて指針値を下回りました。

⑵　測定項目別

ア　二酸化いおう（11 測定局で測定）

すべての測定局で環境基準を達成しました。

各測定局における年間２％除外値（年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から２％の範囲内にあるものを除外した日平均値）は 0.001～0.005ppm の範囲でした。

イ　一酸化炭素（１測定局で測定）

平局（自動車排出ガス測定局）で環境基準を達成しました。

測定局における１時間値の１日平均値のうち、年間２％除外値は 0.3ppm でした。

ウ　浮遊粒子状物質（９測定局で測定）

すべての測定局のうち１局（大原局）で環境基準（短期的評価）を達成できず、基準を超えた日数は年間１日間でした。

各測定局における１時間値の１日平均値のうち、年間２％除外値は 0.022～0.033mg/㎥の範囲でしたが、大原局において１時間値の１日平均値の最高値が0.101mg/㎥となりました。

なお、基準を超えた原因としては、令和６年４月 18 日に、北日本から西日本にかけての広い範囲に飛来した、大陸からの黄砂による一時的な影響と考えられます。

エ　二酸化窒素（８測定局で測定）

すべての測定局で環境基準を達成しました。

各測定局における年間 98％値（年間にわたる日平均値につき、測定値の低い方から98％目に該当する日平均値）は 0.005～0.012ppm の範囲でした。

オ　光化学オキシダント（７測定局で測定）

すべての測定局で環境基準を達成できず、基準を超えた日数は年間 26～43 日間の範囲でした。

各測定局における昼間の日最高 1 時間値の平均値は 0.044～0.047ppm の範囲でしたが、１時間値の最高値は上中田局で 0.104ppm となりました。

なお、基準を超えた原因としては、主に市外で発生した大気汚染物質が南風に乗って流入したものと考えられます

カ　微小粒子状物質（２測定局で測定）

すべての測定局で環境基準を達成しました。

各測定局における１日平均値のうち、年間 98％値は 19.6～20.8μg/㎥の範囲でした。

キ　非メタン炭化水素（２測定局で測定）

すべての測定局で指針値を下回りました。

各測定局における午前６時から午前９時までの３時間平均値は 0.06～0.08ppmC の範囲でした。

表－１　測定局及び測定項目

No.	地区	所在地	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント	微小粒子状物質	非メタン炭化水素	風向及び風速	温度及び湿度	日射量および放射収支
1	四倉	四倉町狐塚字松橋20番地	○		○	○	○			○	○	
2	揚土	平字揚土5番地	○		○	○	○	○	○	○	○	
3	常磐	常磐湯本町栄田 11番地	○		○	○	○			○	○	
4	中央台	中央台鹿島一丁目55番地	○		○	○	○			○	○	
5	大原	小名浜大原字六反田22番地	○		○	○	○	○	○	○	○	○
6	金山	金山町朝日台１番地	○		○	○	○			○	○	
7	上中田	錦町重殿15番地	○		○	○	○			○	○	
8	滝尻	泉町滝尻字高見坪1番地	○		○					○		
9	中原	小名浜字中原５番地の1	○							○		
10	下川	泉町下川字宿ノ川19番地	○							○		
11	花ノ井	錦町鬼越下64番地	○							○		
12	平※	平字正内町22番地		○	○	○				○		
測定局数			11	1	9	8	7	2	2	12	7	1

※自動車排出ガス測定局

表－２　大気汚染に係る環境基準等

測定項目	環境上の条件	評価方法	
二酸化いおう	１時間値の１日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。
		長期的評価	年間2%除外値が 0.04ppm 以下に維持されること。 ただし、1日平均値が 0.04ppm を超えた日が2日以上連続しないこと。
二酸化窒素	１時間値の１日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	年間 98%値が 0.06ppm を超えないこと。	
浮遊粒子状物質	１時間値の１日平均値が 0.1mg/㎥以下であり、かつ、1時間値が 0.2mg/㎥以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が 0.1mg/㎥以下であり、かつ、1時間値が 0.2mg/㎥以下であること。
		長期的評価	年間2%除外値が 0.1mg/㎥以下に維持されること。 ただし、1日平均値が 0.1mg/㎥を超えた日が2日以上連続しないこと。
微小粒子状物質	1年平均値が 15μg/㎥以下であり、かつ、1日平均値が 35μg/㎥以下であること。	短期的評価	1年平均値が 15μg/㎥以下であること。
		長期的評価	年間 98%値が 35μg/㎥以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が 0.06ppm 以下であること。	昼間(5時から 20 時まで)の1時間値が 0.06ppm 以下であること。	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の８時間平均が 20ppm 以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値(1日を3回の時間帯に区分した場合の8時間平均値)が 20ppm 以下であること。
		長期的評価	年間2%除外値が 10ppm 以下に維持されること。 ただし1日平均値が 10ppm を超えた日が2日以上連続しないこと。

表－３　光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物　質	環境上の条件
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高1時間値 0.06ppm に対応する午前6時から午前9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値が 0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にあること。

表－４　大気汚染物質の概要

物　質	物　質　の　概　要
二酸化いおう	いおうを含む石油、石炭等を燃焼したときに発生するほか、火山活動など自然界からも発生する。高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨の原因ともなる。
二酸化窒素	物の燃焼により、工場・事業場、自動車、航空機、ビル・家庭等から排出される。 高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨や光化学オキシダントの原因ともなる。
浮遊粒子状物質	大気中に浮遊する粒子のうち、大きさが 10 ミクロン以下の粒子状物質で、ボイラー・自動車の排出ガス等や火山活動などの自然界からも発生する。 高濃度では、肺や気管等に付着し呼吸器に影響を及ぼす。
微小粒子状物質	大気中に浮遊する粒子のうち、大きさが 2.5 ミクロン以下の粒子状物質で、ディーゼルエンジンや工場・事業所での燃料の燃焼で大気中に排出される一次粒子と、排出ガス中の化学物質が大気中で反応生成してできる二次粒子とがある。 粒径が非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器への影響が懸念されている。
光化学 オキシダント	大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光（紫外線）を受けて化学反応を起こして発生し、光化学スモッグの原因となる。 高濃度では、粘膜を刺激し呼吸器に影響を及ぼすほか、農作物へも影響を及ぼす。
一酸化炭素	燃料の不完全燃焼等により発生し、血液中のヘモグロビンと結合し、酸素を運搬する機能を阻害する等の影響を及ぼす。
非メタン炭化水素	炭素と水素とが結合した有機物である炭化水素のうち、メタン以外の物質を非メタン炭化水素という。 光化学オキシダントの原因物質でもあり、光化学オキシダント生成防止のための指針が定められている。

表－５　大気汚染物質の概要

物　質	物　質　の　概　要
二酸化いおう	いおうを含む石油、石炭等を燃焼したときに発生するほか、火山活動など自然界からも発生する。高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨の原因ともなる。
二酸化窒素	物の燃焼により、工場・事業場、自動車、航空機、ビル・家庭等から排出される。 高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨や光化学オキシダントの原因ともなる。
浮遊粒子状物質	大気中に浮遊する粒子のうち、大きさが 10 ミクロン以下の粒子状物質で、ボイラー・自動車の排出ガス等や火山活動などの自然界からも発生する。 高濃度では、肺や気管等に付着し呼吸器に影響を及ぼす。
微小粒子状物質	大気中に浮遊する粒子のうち、大きさが 2.5 ミクロン以下の粒子状物質で、ディーゼルエンジンや工場・事業所での燃料の燃焼で大気中に排出される一次粒子と、排出ガス中の化学物質が大気中で反応生成してできる二次粒子とがある。 粒径が非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器への影響が懸念されている。
光化学 オキシダント	大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光（紫外線）を受けて化学反応を起こして発生し、光化学スモッグの原因となる。 高濃度では、粘膜を刺激し呼吸器に影響を及ぼすほか、農作物へも影響を及ぼす。
一酸化炭素	燃料の不完全燃焼等により発生し、血液中のヘモグロビンと結合し、酸素を運搬する機能を阻害する等の影響を及ぼす。
非メタン炭化水素	炭素と水素とが結合した有機物である炭化水素のうち、メタン以外の物質を非メタン炭化水素という。 光化学オキシダントの原因物質でもあり、光化学オキシダント生成防止のための指針が定められている。

表－６　環境基準等の達成状況

No.	測定局	環境基準																				指針値	
		二酸化いおう				一酸化炭素				浮遊粒子状物質				二酸化窒素		光化学オキシダント		微小粒子状物質				非メタン炭化水素	
		長期		短期		長期		短期		長期		短期						長期		短期			
		R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5
1	四倉	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	×	×						
2	揚土	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○
3	常磐	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	×	×						
4	中央台	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	×	×						
5	大原	○	○	○	○					○	○	×	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○
6	金山	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	×	×						
7	上中田	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	×	×						
8	滝尻	○	○	○	○					○	○	○	○										
9	中原	○	○	○	○																		
10	下川	○	○	○	○																		
11	花ノ井	○	○	○	○																		
12	平					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
測定局数		11	11	11	11	1	1	1	1	9	9	9	9	8	8	7	7	2	2	2	2	2	2
達成局数		11	11	11	11	1	1	1	1	9	9	8	9	8	8	0	0	2	2	2	2	2	2

※表中の○は環境基準達成、×は未達成を示す。

２　有害大気汚染物質のモニタリング状況

１　目　的

大気汚染防止法第 18 条の 44 第１項及び第 22 条第１項の規定に基づき、有害大気汚染物質（水銀及びその化合物を含む）による大気汚染の状況を監視するため、測定を実施しました。同法第 24 条第１項の規定に基づき、測定結果を公表します。

２　測定期間　：　令和６年４月～令和７年３月

３　測定内容等

⑴　測定地点

次の３地点で、毎月（年 12 回）測定しました。

①　全国標準監視地点：揚土局（平字揚土）

②　地域特設監視地点：大原局（小名浜大原）、中原局（小名浜字中原）

※　測定地点の区分については、有害大気汚染物質モニタリング地点選定ガイドライン（平成 25 年８月環境省）に基づき、設定されています。

⑵　測定項目（表－１参照）

大気汚染に係る環境基準が定められているベンゼン等４物質、指針値が定められているアクリロニトリル等 11 物質及びその他７物質の計 22 物質を測定しました。

４　測定結果の概要（表－２参照）

測定した物質ごとの調査結果の概要は、次のとおりです。

⑴　ベンゼン（揚土局で測定）

年平均値は 0.36μg/m^3 であり、環境基準を達成しました。

⑵　トリクロロエチレン（揚土局で測定）

年平均値は 0.090μg/m^3 であり、環境基準を達成しました。

⑶　テトラクロロエチレン（揚土局で測定）

年平均値は 0.019μg/m^3 であり、環境基準を達成しました。

⑷　ジクロロメタン（揚土局で測定）

年平均値は 0.74μg/m^3 であり、環境基準を達成しました。

⑸　指針値が設定されている項目（３地点で測定、詳細は表－１参照）

指針値が設定されているアクリロニトリル等 11 物質のうち、ヒ素及びその化合物については、各地点の年平均値が 1.5～11ng/m^3 の範囲になり、１地点で指針値（6ng/m^3 以下）を超過しました。その他の 10 物質については、すべての地点で指針値を下回りました。

⑹　環境基準及び指針値が設定されていない項目（揚土局で測定）

クロム及び三価クロム化合物等７物質については、環境基準及び指針値が設定されていませんが、測定値の年平均値を「令和４年度大気汚染状況について（有害大気汚染物質等に係る常時監視測定結果）（環境省水・大気環境局）」と比較すると、全国平均値以下でした。

表－１　測　定　項　目

No.	測定項目	主な用途	測定地点		
			全国標準監視地点	地域特設監視地点	
			揚土局	大原局	中原局
1	ベンゼン	合成樹脂の原料等	○		
2	トリクロロエチレン	金属の脱脂、洗浄等	○		
3	テトラクロロエチレン	金属の脱脂、洗浄等	○		
4	ジクロロメタン	金属の脱脂、洗浄等	○		
5	アクリロニトリル	アクリル繊維、合成ゴム等	○		
6	塩化ビニルモノマー	ラップ等の原料	○		
7	クロロホルム	農薬、医薬品の溶剤、代替フロンの原料	○		
8	1,2-ジクロロエタン	洗浄剤、医薬品や農薬の溶剤	○		
9	水銀及びその化合物※	温度計、電極、歯科アマルガム	○		○
10	ニッケル化合物	メッキ剤、触媒	○		
11	1,3-ブタジエン	合成ゴム、樹脂等の原料	○		
12	ヒ素及びその化合物	塗料の顔料、ガス脱硫剤	○	○	○
13	マンガン及びその化合物	非鉄金属の添加剤	○		
14	アセトアルデヒド	染料、合成樹脂製造原料等	○		
15	塩化メチル	樹脂原料、界面活性剤原料、発泡剤	○		
16	クロム及び三価クロム化合物	特殊鋼、緑色顔料、メッキ処理剤	○		
17	六価クロム化合物	特殊鋼、緑色顔料、メッキ処理剤	○		
18	酸化エチレン	有機合成原料、界面活性剤原料、滅菌剤等	○		
19	トルエン	有機合成原料、塗料、溶剤	○		
20	ベリリウム及びその化合物	合金用硬化剤等	○		
21	ベンゾ(a)ピレン	コールタール等に含有	○		
22	ホルムアルデヒド	樹脂、農薬等の原料	○		

（注）１　水銀及びその化合物については、平成 30 年４月１日より有害大気汚染物質から除外されていますが、引き続き常時監視を実施する必要がある物質として位置づけられています。

表－２　測 定 結 果

（単位：№9-10、12-13、16-17、20-21 は ng/m³、それ以外は μg/m³）

№	測定地点 / 測定項目	全国標準監視地点	地域特設監視地点		環境基準値等	地域分類別の全国平均値（濃度範囲）		
		揚土局	大原局	中原局				
1	ベンゼン	0.36	－	－	3	一般環境	0.62	(0.18～2.1)
2	トリクロロエチレン	0.090	－	－	130	一般環境	0.29	(0.0022～5.1)
3	テトラクロロエチレン	0.019	－	－	200	一般環境	0.076	(0.0030～0.73)
4	ジクロロメタン	0.74	－	－	150	一般環境	1.3	(0.24～9.6)
5	アクリロニトリル	0.0004	－	－	2	一般環境	0.041	(0.0015～0.34)
6	塩化ビニルモノマー	0.058	－	－	10	一般環境	0.027	(0.00090～0.41)
7	クロロホルム	0.29	－	－	18	一般環境	0.19	(0.058～1.7)
8	1,2-ジクロロエタン	0.14	－	－	1.6	一般環境	0.11	(0.033～0.30)
9	水銀及びその化合物	1.5	－	5.6	40	一般環境	1.6	(0.50～4.0)
						発生源周辺	2.0	(1.1～7.1)
10	ニッケル化合物	1.0	－	－	25	一般環境	2.1	(0.11～15)
11	1,3-ブタジエン	0.023	－	－	2.5	一般環境	0.062	(0.0023～1.7)
12	ヒ素及びその化合物	1.5	2.3	11	6	一般環境	0.91	(0.050～3.2)
						発生源周辺	3.2	(0.11～13)
13	マンガン及びその化合物	7.4	－	－	140	一般環境	16	(0.015～120)
14	アセトアルデヒド	2.5	－	－	120	一般環境	1.9	(0.55～8.6)
15	塩化メチル	1.2	－	－	94	一般環境	1.4	(0.31～3.0)
16 17	クロム及びその化合物（クロム及び三価クロム化合物、六価クロム化合物）	0.98	－	－		一般環境	3.7	(0.079～29)
18	酸化エチレン	0.037	－	－		一般環境	0.061	(0.012～0.31)
19	トルエン	1.9	－	－		一般環境	4.6	(0.061～28)
20	ベリリウム及びその化合物	0.0063	－	－		一般環境	0.016	(0.0010～0.084)
21	ベンゾ［a］ピレン	0.031	－	－		一般環境	0.15	(0.0092～1.9)
22	ホルムアルデヒド	1.7	－	－		一般環境	2.4	(0.69～11)

（注）１　環境基準（№１～４の測定項目）

環境基本法に基づき設定される人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準であり、年平均値で評価します。

２　指針値（№５～15 の測定項目）

有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合を含め検討された環境中の有害大気汚染物質による健康リスク低減を図るための指針となる数値であり、年平均値で評価します。

３　全国平均値及び濃度範囲は、「令和４年度大気汚染状況について（有害大気汚染物質等に係る常時監視測定結果）（環境省水・大気環境局）」によるものです。

３　河川の水質汚濁の状況

１　目　的

水質汚濁防止法第 16 条第１項の規定により策定された令和６年度公共用水域水質測定計画に基づき、河川の水質汚濁の状況を常時監視するため、測定を実施しました。同法第 17 条第１項の規定に基づき、測定結果を公表します。

２　測定期間　：　令和６年４月～令和７年３月

３　測定内容等

⑴　測定地点（表－１参照）

市内 17 河川（28 地点）で測定しました。

⑵　測定項目（表－２参照）

水質の汚濁に係る環境基準が定められている生活環境項目及び健康項目のほか、要監視項目等の計 80 項目及び一般調査として流量、透視度等７項目を測定しました。

４　測定結果の概要

⑴　環境基準設定項目

①　生活環境項目（pH、BOD 等最大 12 項目）

市内 17 河川（25 地点）で測定した結果は、表－３に示すとおりです。河川の水質汚濁の代表的指標である BOD（75%水質値）は、環境基準が設定されている 10 水域すべてで環境基準を達成しました。

②　健康項目（カドミウム等最大 26 項目）

７河川８地点で測定した結果、すべての地点で環境基準を達成しました。

⑵　要監視項目（クロロホルム等最大 32 項目）

７河川８地点で測定した結果、すべての地点で指針値を下回りました。

⑶　特殊項目及びその他の項目（フェノール類等最大６項目）

７河川９地点で測定した結果、前年度と同程度となりました。

⑷　その他－トリハロメタン生成能

小川町三島（夏井川）、好間町大利篠登城（好間川）及び田人柿の沢（鮫川）の３地点で測定した結果、年平均値は 0.044～0.26mg/L であり、前年度と同程度となりました。

表－１　測 定 地 点

No.	水域名又は河川名	測定地点（所在地）	No.	水域名又は河川名	測定地点（所在地）
①	大久川、小久川	蔭磯橋(久之浜町)	15	神白川	下神白橋(小名浜)
2		連郷橋(大久町)	⑯	藤原川	愛谷川橋(常磐)
3	境川	6 号国道下(四倉町)	17		島橋(小名浜)
4	夏井川（好間川合流点より上流）	久太夫橋(平)	⑱		みなと大橋(小名浜)
⑤	夏井川（好間川合流点より下流）	六十枚橋(平)	19	湯本川	藤原川合流前(常磐)
6	夏井川	小川町三島(小川町)	20	矢田川	矢田川橋(小名浜)
7	好間川（町田橋より上流）	岩穴つり橋(好間町)	21	宝珠院川	藤原川合流前(泉町)
⑧	好間川（町田橋より下流）	夏井川合流前（愛宕橋）（好間町）	22	鮫川（山田川合流点より上流）	井戸沢橋(田人町)
9	好間川	好間町大利篠登城(好間町)	㉓	鮫川（山田川合流点より下流）	鮫川橋(植田町)
10	新川	古川橋(平)	24	鮫川	田人柿の沢(遠野町)
11		一之矢橋(内郷)	25	四時川	鮫川合流前(川部町)
12	仁井田川	霞田橋(四倉町)	26	渋川	植田橋(植田町)
⑬		松葉橋(四倉町)	27	蛭田川	小塙橋(勿来町)
14	滑津川	高久橋(平)	㉘		蛭田橋(錦町)

（注）1　網掛けNo.の地点は、環境基準点を示します。

2　○で囲ったNo.の地点は、健康項目を測定した地点を示します。

表－２　測 定 項 目

区　　分	測　定　項　目　名
一般調査(７項目)	天候、気温、水温、色相、臭気、流量、透視度
生活環境項目（12 項目）	水素イオン濃度（pH)、溶存酸素量（DO)、生物化学的酸素要求量（BOD)、化学的酸素要求量（COD)、浮遊物質量（SS)、大腸菌数、ノルマルヘキサン抽出物質（n-ヘキサン)、全窒素（T-N)、全燐（T-P)、全亜鉛（T-Zn)、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS)
健康項目（26 項目）	カドミウム（Cd)、全シアン（CN)、鉛（Pb)、六価クロム（Cr^{6+})、砒素（As)、総水銀（T-Hg)、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン（MC)、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン（TCE)、テトラクロロエチレン（PCE)、1,3－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素（NO_3-N）及び亜硝酸性窒素（NO_2-N)、ふっ素（F)、ほう素（B)、1,4-ジオキサン
特殊項目(５項目)	フェノール類、銅（Cu)、溶解性鉄（S-Fe)、溶解性マンガン（S-Mn)、クロム（Cr)
その他の項目(1 項目)	陰イオン界面活性剤（MBAS)
ﾄﾘﾊﾛﾒﾀﾝ生成能（４項目）	トリハロメタン生成能（クロロホルム生成能、ブロモジクロロメタン生成能、ジブロモクロロメタン生成能、ブロモホルム生成能)
要監視項目（32 項目）	クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシン銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロルボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、フェノール、ホルムアルデヒド、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール、PFOS 及び PFOA
合　　計	87 項目

（注）　このほか、濁り及び溶存酸素飽和率（DO 飽和率）等を調査しています。

表－３　測定結果の状況（BOD75%水質値）

（単位：mg/L）

No.	水域名又は河川名	測定地点名	測定結果		水域類型	環境基準		環境基準達成状況	
			６年度	５年度				６年度	５年度
1	大久川、小久川	蔭磯橋	1.3	1.4	A	2	基	○	○
2		連郷橋	1.5	1.2	A	－	補	－	－
3	夏井川（好間川合流点より上流）	久太夫橋	0.8	1.6	A	2	基	○	○
4	夏井川（好間川合流点より下流）	六十枚橋	1.6	1.6					
5	好間川（町田橋より上流）	岩穴つり橋	0.7	0.9	A	2	基	○	○
6	好間川（町田橋より下流）	夏井川合流前（愛宕橋）	1.8	2.2	B	3	基		
7	仁井田川	霞田橋	0.7	1.0	A	－	補	－	－
8		松葉橋	1.3	1.3	A	2	基	○	○
9	藤原川	愛谷川橋	1.1	1.5	C	5	基	○	○
10		島橋	2.1	2.0	C	－	補	－	－
11		みなと大橋	2.2	2.3	C	5	基	○	○
12	鮫川（山田川合流点より上流）	井戸沢橋	0.6	1.4	A	2	基	○	○
13	鮫川（山田川合流点より下流）	鮫川橋	1.7	1.9	B	3	基		
14	蛭田川	小塙橋	1.7	1.4	C	5	基	○	○
15		蛭田橋	2.4	2.2					
16	境　川	６号国道下	4.8	4.4					
17	新　川	古川橋	2.5	1.5					
18		一之矢橋	1.1	1.4					
19	滑津川	高久橋	3.5	2.1					
20	神白川	下神白橋	2.5	4.2					
21	湯本川	藤原川合流前	0.8	1.1					
22	矢田川	矢田川橋	1.6	1.6					
23	宝珠院川	藤原川合流前	2.1	3.0					
24	四時川	鮫川合流前	0.7	0.8					
25	渋　川	植田橋	1.2	1.3					

（注）1　「基」は環境基準点、「補」は補助点であることを示します。

2　BOD（75%水質値）とは、日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ 0.75×n 番目（n は日間平均値のデータ数）となるデータ。0.75×n が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値を示します。

例）日間平均値のデータ数が 9 のとき、0.75×9＝6.75 となるため、端数を切り上げ７番目の値を示します。

3　「○」は環境基準達成を示します。環境基準の達成状況は、水域単位で設定されたすべての環境基準点が、当該類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が達成していると評価します。

４　海域の水質汚濁の状況

１　目　的

水質汚濁防止法第 16 条第１項の規定により策定された令和６年度公共用水域水質測定計画に基づき、海域の水質汚濁の状況を常時監視するため、測定を実施しました。同法第 17 条第１項の規定に基づき、測定結果を公表します。

２　測定期間　：　令和６年５月～令和７年３月

３　測定内容等

⑴　測定地点（表－１参照）

９水域（20 地点）で測定しました。

⑵　測定項目（表－２参照）

水質の汚濁に係る環境基準が定められている生活環境項目及び健康項目のほか、特殊項目等の計 43 項目及び一般調査として流況、透明度等 11 項目を測定しました。

４　測定結果の概要

⑴　環境基準設定項目

①　生活環境項目（pH、COD 等最大 10 項目）

環境基準の類型指定された９水域（20 地点）で測定した結果は、表－３に示すとおりです。海域の水質汚濁の代表的指標である COD（75％水質値）は、１水域１地点において環境基準を超過しました。

さらに小名浜港については、類型指定により全窒素及び全燐に係る環境基準（全窒素：0.6mg/L 以下、全燐：0.05mg/L 以下）が適用となりますが、環境基準の超過はありませんでした。なお、環境基準は適用されませんが、参考として行っている補助地点のうち、西防波堤第２の北約 400m 地点で全窒素の年平均値が 1.0mg/L であり、基準値と比較して高値となりました。

②　健康項目（カドミウム等最大 24 項目）

４水域６地点で測定した結果、すべての地点で環境基準を達成しました。

⑵　特殊項目及びその他の項目（フェノール類等最大８項目）

６水域９地点で測定した結果、概ね前年度と同程度で、水質に問題は認められませんでした。

⑶　要監視項目（EPN）

小名浜港四号埠頭先（１水域１地点）で測定した結果、指針値を下回りました。

表－１　測 定 地 点

No.	水域名	測 定 地 点	No.	水域名	測 定 地 点
1	いわき市地先海域	中之作港沖約 1,000m 付近	⑪	小名浜港	西防波堤第２の北約 400m 付近
2		豊間漁港沖約 1,500m 付近	⑫		漁港区内
③		夏井川沖約 1,500m 付近	⑬	常磐沿岸海域	蛭田川沖南々東約 2,500m 付近
4	久之浜港	A 及び B 防波堤の接部から西約 150m 付近	14		鮫川沖南約 2,000m 付近
5	四倉港	埠頭先東約 30m 付近	15		照島の東南東約 800m 付近
6	豊間漁港	中防波堤先端から西 30m 付近（豊間地区）	16		蛭田川沖東約 1,000m 付近
7		漁港内中央付近（沼ノ内船溜）	17		勿来港外の漁港区内
8	江名港	東内防波堤先端から北西約 50m 付近	18		小浜港外の漁港区内
9	中之作港	西防波堤先端から南約 200m 付近	⑲	常磐沿岸海域（小名浜港沖）	番所灯台から真方位 245 度線上約 2,000m 付近
⑩	小名浜港	四号埠頭先	20		八崎灯台から真方位 115 度線上約 1,500m 付近

（注）1　網掛け No. の地点は、環境基準点を示します。

2　○で囲った No. の地点は、健康項目を測定した地点を示します。

表－２　測 定 項 目

区　　分	測 定 項 目 名
一般調査（11 項目）	天候、気温、水温、色相、臭気、全水深、透明度、水色、濁り、流況、DO の飽和率
生活環境項目（10 項目）	水素イオン濃度(pH)、溶存酸素量(DO)、化学的酸素要求量(COD)、大腸菌数、ノルマルヘキサン抽出物質(n-ヘキサン)、全窒素(T-N)、全燐(T-P)、全亜鉛(T-Zn)、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
健康項目（24 項目）	カドミウム(Cd)、全シアン(CN)、鉛(Pb)、六価クロム(Cr^{6+})、砒素(As)、総水銀(T-Hg)、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン(MC)、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン(TCE)、テトラクロロエチレン(PCE)、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン(Se)、硝酸性窒素(NO_3-N)及び亜硝酸性窒素(NO_2-N)、1,4-ジオキサン
特殊項目（４項目）	フェノール類、銅(Cu)、溶解性鉄(s-Fe)、クロム(Cr)
その他の項目（４項目）	アンモニア性窒素(NH_4-N)、オルト燐酸態燐(PO_4-P)、陰イオン界面活性剤(MBAS)、クロロフィルａ
要監視項目（１項目）	EPN
合　　計	54 項目

表－３　測定結果の状況（COD75%水質値）

（単位：mg/L）

No.	水域名	測定地点名	測定結果		水域類型	環境基準		環境基準達成状況	
			６年度	５年度				６年度	５年度
1	いわき市地先海域	中之作港沖約 1,000m 付近	1.6	1.6	A	2	基	○	○
2		豊間漁港沖約 1,500m 付近	1.4	1.6					
3		夏井川沖約 1,500m 付近	1.5	1.7					
4	久之浜港	A 及び B 防波堤の接部から西約 150m 付近	1.5	1.5	B	3	基	○	○
5	四倉港	埠頭先東約 30m 付近	1.6	1.9	B	3	基	○	○
6	豊間漁港	中防波堤先端から西 30m 付近（豊間地区）	1.4	1.8	B	3	基	○	○
7		漁港内中央付近（沼ノ内船溜）	1.5	1.7					
8	江名港	東内防波堤先端から北西約 50m 付近	1.5	2.1	B	3	基	○	○
9	中之作港	西防波堤先端から南約 200m 付近	1.4	1.7	B	3	基	○	○
10	小名浜港	四号埠頭先	1.8	2.6	B	3	基	○	○
11		西防波堤第 2 の北約 400m 付近	2.6	2.6	B	－	補	－	－
12		漁港区内	1.8	4.9					
13	常磐沿岸海域	蛭田川沖南々東約 2,500m 付近	1.6	**2.3**	A	2	基	○	×
14		鮫川沖南約 2,000m 付近	1.6	**2.5**					
15		照島の東南東約 800m 付近	1.9	2.6	A	－	補	－	－
16		蛭田川沖東約 1,000m 付近	1.8	2.3					
17		勿来港外の漁港区内	1.7	2.4					
18		小浜港外の漁港区内	1.6	2.6					
19	常磐沿岸海域（小名浜港沖）	番所灯台から真方位 245 度線上約 2,000m 付近	**2.1**	1.9	A	2	基	×	×
20		八崎灯台から真方位 115 度線上約 1,500m 付近	1.9	**2.2**					

（注）1　「基」は環境基準点、「補」は補助点であることを示します。

2　COD（75%水質値）とは、日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ 0.75×n 番目（n は日間平均値のデータ数）となるデータ。0.75×n が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値を示します。

例）日間平均値のデータ数が 9 のとき、0.75×9＝6.75 となるため、端数を切り上げ 7 番目の値を示します。

3　「○」は環境基準達成を示します。環境基準の達成状況は、水域単位で設定されたすべての環境基準点が、当該類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が達成していると評価します。

５　地下水汚染の状況

１　目　的

水質汚濁防止法第 16 条第１項の規定により策定された令和６年度地下水の水質測定計画に基づき、地下水の水質汚濁の状況を常時監視するため、測定を実施しました。同法第 17 条第１項の規定に基づき、測定結果を公表します。

２　測定期間　：　令和６年６月～10 月（概況調査、継続監視調査、汚染井戸周辺地区調査）

３　測定内容等

⑴　測定地点（表－１参照）

概況調査を８地点の井戸（ローリング方式による調査：３地点、定点方式による調査：５地点）、継続監視調査を１地点の井戸で実施し、そのうち汚染が確認された１地点の周辺井戸 1 地点について汚染範囲を確認するための追加調査（汚染井戸周辺地区調査）を行いました。

⑵　測定項目（表－２参照）

地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている項目（環境基準項目）について、ローリング方式による概況調査では全 27 項目、定点方式による概況調査では最大 21 項目、汚染井戸周辺地区調査では３項目を測定しました。

また、ローリング方式による概況調査では、指針値の設定されている要監視項目全 25 項目についても併せて測定しました。

４　測定結果の概要

⑴　概況調査

①　ローリング方式

３地点で測定した結果、１地点でひ素が環境基準超過しました。また、同地点では環境基準地内ではありますが、クロロエチレン及び 1，2-ジクロロエチレンが検出され、これら３項目について汚染井戸となりました。

その他については環境基準及び指針値を下回りました。

②　定点方式

５地点で測定した結果、すべての地点で環境基準を下回りました。

⑵　汚染井戸周辺地区調査

汚染井戸となった井戸の半径 500m以内の１地点で測定した結果、対象項目（ひ素、クロロエチレン及び 1，2-ジクロロエチレン）のすべて不検出となり汚染の原因を究明することはできませんでした。今回、汚染の判明した井戸については「汚染井戸継続監視地点」と位置づけ、経年的に監視することとします。

表－１　測 定 地 点

調査区分		測定地点	測定項目
⑴　概況調査	①　ローリング方式	小名浜住吉	環境基準項目（全 27 項目）及び要監視項目（全 25 項目）
		遠野町大平	
		田人町南大平	
	②　定点方式	四倉町	環境基準項目（最大 21 項目）
		平赤井	
		遠野町上遠野	
		遠野町上遠野	
		添野町	
⑵　汚染井戸周辺地区調査		小名浜住吉	ひ素、クロロエチレン、1，2-ジクロロエチレン（全３項目）

（注）1　概況調査（ローリング方式）とは、市内を約 10km 四方のメッシュに区分し、山間部を除いた各メッシュから１地点の井戸を選定して、有害物質による汚染状況を調査するものです。

2　概況調査（定点方式）とは、有害物質を使用又は製造している工場・事業場等で汚染の可能性が高い、又は汚染予防の必要性が高い地域の井戸を選定して、有害物質による汚染状況を調査するものです。（表－１中の環境基準項目から対象事業場が使用しているものを選定して調査）

3　汚染井戸周辺地区調査とは、概況調査の結果等から新たに環境基準を超える汚染が確認された場合に、汚染範囲及び汚染原因の究明等を目的として実施する調査です。（表－２中の環境基準項目から汚染の認められた項目及び汚染の可能性が高い項目を対象として調査）

表－２　測 定 項 目

区　　分	測　定　項　目　名
環境基準項目（27 項目）	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン
要監視項目（25 項目）	クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシン銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロルボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、PFOS 及び PFOA

６　環境騒音の状況

１　目　的

騒音規制法第 21 条の２の規定に基づき、道路に面する地域以外の一般地域における騒音について、環境基準の達成状況を把握するため、測定を実施しました。

２　測定期間　：　令和６年７月～12 月

３　測定地点（表－１参照）

道路に面する地域以外の一般地域（騒音に係る環境基準の類型指定地域内）において、平、小名浜、勿来等の地区を代表する 10 地点を選定しました。

４　測定結果の概要

測定結果は、表－１に示すとおりです。すべての地点で昼夜間ともに環境基準を達成しました。

表－１　測定地点及び結果

No.	測定地点	用途地域	類型	測定結果		環境基準	
				昼間	夜間	昼間	夜間
1	中央台鹿島１丁目地内 （大気汚染常時監視局（中央台局））	第１種低層住居専用地域	A	49	44	55	45
2	平下高久字水門地内 （高久公民館）	市街化調整区域	B	49	40		
3	平荒田目字高原地内 （夏井公民館）	市街化調整区域	B	49	43		
4	小名浜大原字六反田地内 （環境監視センター）	第１種住居地域	B	49	43		
5	渡辺町田部字深町地内 （渡辺公民館）	市街化調整区域	B	48	41		
6	泉町滝尻字高見坪地内 （大気汚染常時監視局（滝尻局））	第１種住居地域	B	48	45		
7	金山町朝日台地内 （大気汚染常時監視局（金山局））	市街化調整区域	B	50	40		
8	錦町重殿地内 （大気汚染常時監視局（上中田局））	準工業地域	C	42	44	60	50
9	常磐湯本町栄田地内 （大気汚染常時監視局（常磐局））	第１種住居地域	B	52	42	55	45
10	四倉町狐塚字松橋地内 （大気汚染常時監視局（四倉局））	市街化調整区域	B	49	42		

（単位：デシベル）

（注）１　用途地域とは、都市計画法に定める用途地域を示します。
２　類型とは、騒音に係る環境基準の類型を示します。
３　昼間とは午前６時から午後 10 時まで、夜間とは午後 10 時から翌日の午前６時までの時間帯を示します。

７　自動車交通騒音の状況

１　目　的

騒音規制法第 18 条第１項の規定に基づき、自動車騒音の状況を常時監視するため、測定を実施しました。同法第 19 条第２項の規定に基づき、測定結果を公表します。

２　測定期間　：　令和６年５月～令和７年２月

３　測定路線等

評価の対象とした全 37 路線 87 区間（区間延長 460.4km）の国道・県道のうち、８路線９区間（区間延長 54.1km：全体の約 11.9%）を選定し、各区間の騒音レベルについて、測定及び面的評価を実施しました。

※　「区間」とは、常時監視の対象となる道路を、自動車騒音の影響が概ね一定とみなせる範囲に分割したものをいい、本市においては、令和３年度道路交通センサス調査における調査区間と同一となっています。

※　「面的評価」とは、道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する１地点で等価騒音レベルの測定を行い、その結果を用いて評価区間内の道路端から 50m 範囲内にあるすべての住居等について等価騒音レベルを推計することにより、環境基準を達成する戸数とその割合を把握する評価方法です。

４　測定結果の概要

環境基準の達成状況を面的評価した区間及び結果は、表－１に示すとおりです８路線９区間における評価対象住居全 2,341 戸のうち 2,300 戸（98.2%）で昼夜間ともに環境基準を達成しました。

表－１　測定結果（面的評価結果）

No.	路　　線	評価区間	評価住居戸数	環境基準の達成率（括弧内は基準を下回った戸数）		
				全時間帯	昼間	夜間
1	常磐自動車道	一般国道２８９号～いわき石川線	27 戸	100% (27 戸)	100% (27 戸)	100% (27 戸)
2	磐越自動車道	常磐自動車道～一般国道４９号	27 戸	100% (27 戸)	100% (27 戸)	100% (27 戸)
3	一般国道３９９号	一般国道６号～交差点	327 戸	87.5% (286 戸)	87.5% (286 戸)	87.5% (286 戸)
4	一般国道４９号	交差点～常磐自動車道	360 戸	100% (360 戸)	100% (360 戸)	100% (360 戸)
5	一般国道３９９号	小名浜平線～小名浜平線	405 戸	100% (405 戸)	100% (405 戸)	100% (405 戸)
6	(主)いわき石川線	いわき上三坂小野線～いわき石川線	303 戸	100% (303 戸)	100% (303 戸)	100% (303 戸)
7	(主)小名浜平線	小名浜小野線～高久鹿島線	195 戸	100% (195 戸)	100% (195 戸)	100% (195 戸)
8	(主)常磐勿来線	いわき上三坂小野線～一般国道６号	365 戸	100% (365 戸)	100% (365 戸)	100% (365 戸)
9	(一)赤井停車場線	小川赤井平線～一般国道４９号	332 戸	100% (332 戸)	100% (332 戸)	100% (332 戸)
合計８路線		9 区間	2,341 戸	98.2% (2,300 戸)	98.2% (2,300 戸)	98.2% (2,300 戸)

(注)1　環境基準の達成率は、道路端から 50m の範囲内にある全住居等のうち、環境基準を下回った住居等の割合を示しています。
(注)2　昼間とは午前６時～午後 10 時、夜間とは午後 10 時～翌日の午前６時の時間帯を示します。
(注)3　環境基準については、都市計画法の用途地域に応じて設定されていることから、区間内に複数の用途地域が存在する場合は、それぞれの基準値を適用し、評価しています。

【騒音に係る環境基準（道路に面する地域）】

地域の区分	基準値	
	昼　間 （6:00～22:00）	夜　間 （22:00～翌 6:00）
A 地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

※　環境基準の地域の類型の区分（平成 24 年いわき市告示第 225 号）
A 類型：第１種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域及び第２種中高層住居専用地域
B 類型：第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域
C 類型：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考：幹線交通を担う道路（注１）に近接する空間（注２）については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。
（注１）高速自動車国道、一般国道、都道府県道、４車線以上の市町村道及び自動車専用道路
（注２）道路端から２車線は 15m、３車線以上は 20m の範囲

基準値	
昼間（6:00～22:00）	夜間（22:00～翌 6:00）
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

【自動車騒音の要請限度】

区域の区分		時間の区分	
		昼間 （6:00～22:00）	夜間 （22:00～翌 6:00）
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域		65 デシベル以下	55 デシベル以下
a 区域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する区域		70 デシベル以下	65 デシベル以下
b 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 地域のうち車線を有する道路に面する地域		75 デシベル以下	70 デシベル以下
幹線交通を担う道路に近接する区域の特例	上記の区域のうち、２車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m までの範囲	75 デシベル以下	70 デシベル以下
	上記の区域のうち、２車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲		

※　自動車騒音の限度に係る区域の区分（平成 24 年いわき市告示第 226 号）
a 区域：第１種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域及び第２種中高層住居専用地域
b 区域：第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域
c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

８　ダイオキシン類の状況

１　目　的

ダイオキシン類対策特別措置法（以下「特別措置法」という。）第 26 条第１項の規定に基づき、環境中のダイオキシン類による汚染状況を常時監視するとともに、同法第 34 条第１項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第 19 条第１項及び第２項の規定に基づき、ダイオキシン類の排出状況を把握するため、事業場への立入検査を実施しました。

特別措置法第 27 条第３項及び第 28 条第４項の規定に基づき、測定結果、特定施設の設置者が実施した排出ガス等の自主測定結果及び「特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」に基づく最終処分場設置者による放流水等の自主測定結果を公表します。

２　測定期間　：　令和６年４月～令和７年３月

３　特別措置法に基づく測定結果

⑴　環境中の測定結果

①　一般環境大気

１地点（定点）で測定した結果、0.007pg-TEQ/m^3（年平均値）であり、いずれも環境基準値（以下「基準値」という。）を下回りました。

表－１　一般環境大気測定地点及び結果

（単位：pg-TEQ/m^3）

No.	測定地点	測定月日		測定結果	年平均値	基準値
1	平字揚土地内（平第一小学校）	第１回	７月 10 日～７月 17 日	0.0067	0.007	0.6 以下
		第２回	12 月９日～12 月 16 日	0.0068		

（注）環境基準は、年平均値で評価します。

②　公共用水域（河川･海域）の水質･底質

（ア）河川の水質・底質

ａ　河川の水質

６地点（定点）で測定した結果、0.13～0.65pg-TEQ/L（年平均値）の範囲となり、すべての地点で基準値を下回りました。

表－２　河川水質測定地点及び結果

（単位：pg-TEQ/L）

No.	測定地点	測定月日		測定結果	年平均値	基準値
1	大久川（蔭磯橋）	第１回	５月 21 日	0.52	0.52	１以下
2	夏井川（六十枚橋）	第１回	６月５日	0.28	0.23	
		第２回	11 月 12 日	0.18		

3	夏井川（山下谷橋）	第１回	６月５日	0.12	0.13	
		第２回	11 月 12 日	0.13		
4	藤原川（みなと大橋）	第１回	５月 21 日	0.30	0.30	
5	鮫川　（鮫川橋）	第１回	５月 21 日	0.17	0.17	
6	蛭田川（蛭田橋）	第１回	５月 21 日	0.65	0.65	

（注）環境基準は、年平均値で評価します。

ｂ　河川の底質

６地点（定点）で測定した結果、0.24～0.78pg-TEQ/g の範囲となり、すべての地点で基準値を下回りました。

表－３　河川底質測定地点及び結果

（単位：pg-TEQ/g）

No.	測定地点	測定月日	測定結果	基準値
1	大久川（蔭磯橋）	５月 21 日	0.24	150 以下
2	夏井川（六十枚橋）	６月５日	0.24	
3	夏井川（山下谷橋）	11 月 12 日	0.30	
		６月５日	0.24	
4	藤原川（みなと大橋）	11 月 12 日	0.78	
5	鮫川　（鮫川橋）	５月 21 日	0.69	
6	蛭田川（蛭田橋）	５月 21 日	0.65	

（イ）海域の水質・底質

ａ　海域の水質

３地点（定点）で測定した結果、0.036～0.090pg-TEQ/L の範囲となり、すべての地点で基準値を下回りました。

表－４　海域水質測定地点及び結果

（単位：pg-TEQ/L）

No.	測定地点	測定月日	測定結果	基準値
1	夏井川沖約 1,500m 付近	７月 19 日	0.090	１以下
2	小名浜港四号埠頭先		0.055	
3	鮫川沖南約 2,000m 付近		0.036	

ｂ　海域の底質

３地点（定点）で測定した結果、0.12～4.4pg-TEQ/g の範囲となり、すべての地点で基準値を下回りました。

表－５　海域底質測定地点及び結果

（単位：pg-TEQ/g）

No.	測定地点	測定月日	測定結果	基準値
1	夏井川沖約 1,500m 付近	7 月 19 日	0.12	150 以下
2	小名浜港四号埠頭先		4.4	
3	鮫川沖南約 2,000m 付近		0.76	

③　地下水

市内を約 10km 四方のメッシュに 12 区分したうちの３区分（３地点）で測定した結果、0.032～0.035pg-TEQ/L となり、すべての地点で基準値を下回りました。

表－６　地下水測定地点及び結果

（単位：pg-TEQ/L）

No.	測定地点	測定月日	測定結果	基準値
1	好間町小谷作地内	6 月 11 日	0.032	1 以下
2	三和町下三坂地内		0.035	
3	三和町下市萱地内		0.032	

④　一般環境土壌

市内の２地点で測定した結果、0.0091 及び 0.057pg-TEQ/g となり、すべての地点で基準値を下回りました。

表－７　一般環境土壌測定地点及び結果

（単位：pg-TEQ/g）

No.	測定地点	測定月日	測定結果	基準値
1	常磐湯本町地内	7 月 10 日	0.0091	1,000 以下
2	小名浜中原地内		0.057	

⑵　立入検査による測定結果

①　排出ガス

立入検査対象 18 事業場のうち、検査した１事業場１施設の排出ガス中のダイオキシン類濃度は、0.0000003ng-TEQ/m^3N であり、排出基準値未満でした。

表－８　立入検査（排出ガス）事業場及び測定結果

（単位：ng-TEQ/m^3N）

No.	事業場名	測定月日	測定結果	排出基準値
1	㈱ケミクレア小名浜工場 （焼却炉）	9 月 27 日	0.0000003	5

（注）特別措置法に基づく排出ガスの立入検査対象は、別添「ダイオキシン類測定結果個表」に記載してあるすべての事業場です。

② 排出水

立入検査対象 10 事業場のうち、検査した１事業場の排出水中のダイオキシン類濃度は、0.15pg-TEQ/L であり、排出基準値を下回りました。

表－９　立入検査（排出水）事業場及び測定結果

（単位：pg-TEQ/L）

No.	事業場名	測定月日	測定結果	排出基準値
1	日本製紙勿来クリーンセンター㈱ （廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設）	9 月 19 日	0.15	10

（注）　特別措置法に基づく排出水の立入検査対象は、別添「ダイオキシン類測定結果個表」に記載してあるすべての事業場です。

⑶ 設置者による測定結果

特別措置法に規定する特定施設について、令和７年３月 31 日までに測定し、報告のあった測定結果の概要は次のとおりです。（詳細は別添「ダイオキシン類測定結果個表」のとおり。）

① 排出ガス

廃棄物焼却炉等からの排出ガス中のダイオキシン類濃度は、0.000000039～3.7ng-TEQ/m3N の範囲となり、測定を実施したすべての事業場で排出基準値を下回りました。

表－10　設置者による測定状況（排出ガス）

施設区分	対象事業場数	対象施設数	測定対象煙突数(A)	測定報告煙突数(B)	測定未報告口数	測定実施率(B/A)	基準不適合口数
廃棄物焼却炉	17	24	20	20	0	100%	0
その他の施設	2	6	6	6	0	100%	0
合　計	19（18）	30	26	26	0	100%	0

（注）1　１つの事業場で区分の異なる施設を複数有している場合は、それぞれに計上していますが、合計欄のカッコ内では、重複している事業所を除いた数を示しています。

2　測定対象煙突数は、稼働実績のある施設と接続された煙突で、ダイオキシン類に係る排出ガスの測定を実施すべき煙突の数です。（対象施設から現在稼働実績の無い施設等を除外しています。）

3　排出ガスの基準については、別添資料-2 の「大気排出基準」を参照してください。

4　各事業場の測定結果は、ダイオキシン類測定結果個表（p30-33）を参照してください。

② 排出水

対象事業場からの排出水中のダイオキシン類濃度は、0.00014～0.46pg-TEQ/L の範囲となり、すべての事業場で排出基準値を下回りました。

表－11　設置者による測定状況（排出水）

施設区分	対　象 事業場数	対　象 施設数	測定対象 排出口数 (A)	測定報告 排出口数 (B)	測　定 未報告 口　数	測　定 実施率 (B/A)	基　準 不適合 口　数
廃棄物焼却炉の 廃ガス処理施設	8	23	8	8	0	100%	0
その他の施設	5	20	5	5	0	100%	0
合　　計	13 (10)	43	13(10)	13(10)	0	100%	0

（注）1　ひとつの事業場で区分の異なる施設を複数有している場合は、それぞれに計上していますが、合計欄のカッコ内では、重複している事業場を除いた数を示しています。
2　測定対象排出口数は、ダイオキシン類に係る排出水の測定を実施すべき排出口の数です。また、区分の異なる施設の排水口はそれぞれに計上していますが、合計のカッコ内では、重複している排出口を除いた数を示しています。(稼働実績のない事業場がある場合には、除外しています。)
3　排出水の基準は、別添資料-2 の「水質排出基準」を参照してください。
4　各事業場の測定結果は、ダイオキシン類測定結果個表（p34）を参照してください。

③　廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処分方法を判定する基準

対象施設からのばいじん等のダイオキシン類濃度は、0～0.89ng-TEQ/gの範囲となり、測定を実施したすべての事業場で排出基準値を下回りました。

表－12　設置者による測定状況（ばいじん等：廃棄物焼却炉）

施設区分	対　　象 事業場数 (A)	測定報告 事業場数 (B)	測定未報告 事業場数	測定実施率 (B/A)	基準不適合数
廃棄物焼却炉	13	13	0	100%	0

（注）1　施設の構造上、ばいじん等が排出されない３事業場及び現在稼働実績のない１事業場については、除外しています。
2　ばいじん等の基準は、別添資料-2 の「廃棄物焼却炉のばいじん等の処分方法を判定する基準」を参照してください。
3　各事業場の測定結果は、ダイオキシン類測定結果個表（p30-32）を参照してください。

4　廃棄物処理法に基づく測定結果

(1)　立入検査による測定結果

①　廃棄物焼却炉の排出ガス

対象 10 事業場のうち、立入検査した４事業場４施設の排出ガス中のダイオキシン類濃度は、0.00000012～0.92ng-TEQ/m^3N の範囲となり、全ての施設で維持管理基準値を下回りました。

表－13　立入検査（排出ガス）事業場及び測定結果

（単位：ng-TEQ/m^3N）

No.	事業場	対象施設	測定月日	測定結果	維持管理基準値
1	荒川化学工業㈱	廃液焼却炉	7月 31 日	0.00000012	10 以下
2	いわき大王製紙㈱	4 号焼却炉 （自社）	7月 17 日	0.0047	0.1 以下

3	㈱トラスト環境	焼却炉	10 月 29 日	0.92	5 以下
4	日本製紙㈱	4号ボイラー （自社）	9月4日	0.0050	0.1 以下

（注）立入検査対象事業場は、ダイオキシン類測定結果個表（p30-32）を参照してください。

② 廃棄物最終処分場の放流水

立入検査した３事業場３施設（一般廃棄物最終処分場１施設及び管理型産業廃棄物最終処分場２施設）の放流水中のダイオキシン類濃度は、0.00014～0.0012pg-TEQ/L の範囲となり、すべての施設で維持管理基準値を下回りました。

表－14　立入検査（放流水）事業場及び測定結果

（単位：pg-TEQ/L）

No.	事業場	対象施設	測定月日	測定結果	維持管理基準値
1	クリンピーの森	一般廃棄物処分場	9月 11 日	0.00014	10 以下
2	三山クリーン㈱	兎沢・大端処分場		0.0012	
3	ひめゆり総業㈱	町田・平太郎処分場		0.00014	

⑵ 設置者による測定結果

① 一般廃棄物最終処分場の放流水及び地下水

市の施設である一般廃棄物最終処分場のダイオキシン類濃度は、放流水が 0.0000087～0.00010pg-TEQ/L、地下水が 0.018～0.70pg-TEQ/L の範囲内となり、維持管理基準値を下回りました。

表－15　一般廃棄物最終処分場の設置者による測定結果

（単位：pg-TEQ/L）

No.	最終処分場名		測定月日	測定結果	維持管理基準値
1	クリンピーの丘	放 流 水	9 月 11 日	0.000063	放流水：10 以下 地下水： 1 以下
		地下水（上流）	9 月 11 日	0.70	
		地下水（下流）	9 月 11 日	0.057	
2	クリンピーの森	放 流 水	4 月 24 日	0.000051	
			6 月 12 日	0.0000087	
			8 月 22 日	0.000014	
			10 月 16 日	0.000026	
			12 月 11 日	0.00010	
			2 月 12 日	0.000018	
		地下水（上流）	9 月 10 日	0.047	
		地下水（下流）	9 月 10 日	0.018	

（注）1　放流水の基準値は、「特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成 12 年 1 月 14 日総理府・厚生省令第２号）」に基づく維持管理基準値です。

2　地下水の基準値は、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示）」に基づく環境基準値です。

②　産業廃棄物最終処分場の放流水及び地下水

対象 12 処分場におけるダイオキシン類濃度は、放流水が 0～0.00038pg-TEQ/L、地下水が 0.031～0.70pg-TEQ/L の範囲内で、すべての施設で維持管理基準を満たしました。

表－16　産業廃棄物最終処分場の設置者による測定結果

（単位：pg-TEQ/L）

No.	最終処分場名			測定結果	測定月日	維持管理基準値
1・2	ひめゆり総業㈱ 町田処分場 平太郎処分場	放流水	既存	0	10 月 22 日	放流水：10 以下 地下水：１以下
			新設	0		
		地下水	上流	0.095		
			下流	0.19		
3・4	三山クリーン㈱ 兎沢地内 大端地内	放流水		0.000018	１月 21 日	
		地下水	上流	0.037		
			下流	0.042		
5	三山クリーン㈱ 湯ノ岳地内	放流水		0	１月 21 日	
		地下水	上流	0.034		
			下流	0.42		
6	㈱クレハ　桜町処分場	地下水	上流	0.23	６月 25 日 ９月９日 ９月 26 日	
			下流	0.70		
7	㈱クレハ　広町処分場	放流水		0	６月 24 日	
		地下水	上流	0.33	６月 24 日 ９月 17 日	
			下流	0.058		
8・9	堺化学工業㈱ 旧内郷処分場 新内郷処分場	放流水		0	７月 17 日	
		地下水	下流	0.057		
10	堺化学工業㈱渡辺処分場	放流水		0	７月 30 日	
		地下水	上流	0.069		
			下流	0.063		
11	常磐共同火力㈱添野処分場	放流水		0.00030	12 月 16 日	
		地下水	上流	0.031		
			下流	0.033		
12	(一財)福島県いわき処分場保全センター	放流水		0.00038	11 月 20 日	
		地下水	深井戸	0.032		
			A・B	0.035		
			C	0.032		
		浸出液	A・B・C	0.00075		

（注）1　放流水の基準値は、「特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成 12 年１月 14 日総理府・厚生省令第２号）」に基づく維持管理基準値です。

2　地下水の基準値は、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について(平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示)」に基づく環境基準値です。
3　複数の施設の放流水が同一排水口から放流される処分場については、施設区分の中央に測定結果を記載しました。
4　同一地点で複数回測定がされている場合、平均値を記載しました。
5　浸出液の測定は、地下水にダイオキシン類の影響を及ぼさないことを確認するために実施したものであり、浸出液に規制基準はありません。

５　今後の対応

今後ともすべての規制対象事業場に対して、適正使用及び維持管理等の徹底に係る監視・指導を継続していきます。

ダイオキシン類測定結果個表：排出ガス（廃棄物焼却炉）①

No.	特定事業場名	設置場所	特定施設の種類	規模・能力	排出ガス			ばいじん等				備　　考
					測定結果 (ng-TEQ/m3N)	適用基準 適合状況	測　定 年月日	ばいじん (ng-TEQ/g)	焼却灰 (ng-TEQ/g)	適用基準 適合状況	測　定 年月日	
①	荒川化学工業㈱ 小名浜工場	泉町下川字大剣 399-5	廃棄物焼却炉	500 kg/時	0.0011	○	R6.8.28	0.0083	－	○	R6.8.28	ばいじん等排出なし
2	いわき市北部清掃ｾﾝﾀｰ	平上片寄字大平 23	廃棄物焼却炉	6,250 kg/時	0.013	○	R6.6.27	0.89	0.000064	○	R6.6.27	集合煙道
			廃棄物焼却炉	6,250 kg/時	0.0015	○	R6.11.19				R6.11.19	
3	いわき市中部衛生ｾﾝﾀｰ	常磐藤原町滝沢 37-1	廃棄物焼却炉	534.2 kg/時	－	－	－	－	－	－	－	休止中 稼働なし
4	いわき市中部浄化ｾﾝﾀｰ	小名浜大原字芳際 1	廃棄物焼却炉	2,080 kg/時	0.00000033	○	R6.6.20	0	－	○	R6.6.20	
5	いわき市南部清掃ｾﾝﾀｰ	泉町下川字境ノ町 63	廃棄物焼却炉	5,417 kg/時	0.0000017	○	R6.8.7	0.28	0.0026	○	R6.8.9	
			廃棄物焼却炉	5,417 kg/時	0.00033	○	R6.9.11				R6.9.13	
			廃棄物焼却炉	5,417 kg/時	0.00051	○	R6.10.15				R6.10.18	
6	いわき市保健所 野犬抑留所及び焼却場	平赤井字浅口 66	廃棄物焼却炉	70 kg/時	0.89	○	R6.9.20	－	0.0043	○	R6.9.24	
⑦	いわき大王製紙㈱ 本社工場	南台４丁目 3-6	廃棄物焼却炉	17,000 kg/時	0.0087	○	R6.6.27	0.13	0	○	R6.7.16	(2 号)
			廃棄物焼却炉	43,400 kg/時	－	－	－	－	－	－	－	(3 号) 休止中 稼動なし
			廃棄物焼却炉	21,200 kg/時	0.0090	○	R6.6.4	0.22	0	○	R6.7.16	(４号)
					0.0075	○	R6.7.18	0.21	0.000065	○	R7.2.10	
					0.020	○	R6.10.5	－	－	－	－	
					0.058	○	R7.2.10	－	－	－	－	

ダイオキシン類測定結果個表：排出ガス（廃棄物焼却炉）②

No.	特定事業場名	設置場所	特定施設の種類	規模・能力	排出ガス			ばいじん等				備　考
					測定結果 (ng-TEQ/m3N)	適用基準適合状況	測　定年月日	ばいじん (ng-TEQ/g)	焼却灰 (ng-TEQ/g)	適用基準適合状況	測　定年月日	
⑧	小名浜製錬㈱ 小名浜製錬所	小名浜字渚 1-1	廃棄物焼却炉	10,900　kg/時	0.0066	○	R6.6.3	－	－	－	－	集合煙道で同時稼動時の測定（1 回/3 ケ月） ばいじん等排出なし
					0.0010	○	R6.9.25					
					0.00036	○	R6.12.16					
					0.0024	○	R7.3.24					
⑨	㈱クレハ環境 ウェステックいわき	錦町落合 136-1	廃棄物焼却炉	5,645　kg/時	0.0045	○	R6.4.4	－	0.023	○	R6.4.4	(7 号)
					0.0002	○	R6.6.6	－	0	○	R6.6.6	
					0.019	○	R6.9.4	－	－	－	－	
					0.00059	○	R6.10.3	－	0.0002	○	R6.10.3	
					0.00015	○	R6.11.21	－	0.0046	○	R6.11.21	
			廃棄物焼却炉	11,503　kg/時	0.00041	○	R6.4.11	－	0.0024	○	R6.4.11	(8 号)
					0.00055	○	R6.6.13	－	0.011	○	R6.6.13	
					0.00013	○	R6.9.5	－	0.0022	○	R6.9.5	
					0.00013	○	R6.12.12	－	0.00023	○	R6.12.12	
⑩	㈱ケミクレア 小名浜工場	泉町下川字大剣 1-133	廃棄物焼却炉	755　kg/時	0.0000024	○	R6.6.25	－	－	－	－	ばいじん等排出なし
⑪	㈲たいら貨物	小川町柴原字岩下 125	廃棄物焼却炉	620　kg/時	3.7	○	R7.3.29	0.056	0.056	○	R7.3.31	
⑫	東邦亜鉛㈱ 小名浜製錬所	小名浜字芳浜 10	廃棄物焼却炉	2,083　kg/時	0.000000039	○	R6.5.31	0	0.000035	○	R6.5.31	
⑬	㈱トラスト環境 トラスト環境センター	泉町下川字境ノ町 116-1	廃棄物焼却炉	2,693　kg/時	0.48	○	R6.6.13	0.73	0.0030	○	R6.9.10	

No.	特定事業場名	設置場所	特定施設の種類	規模・能力	排出ガス			ばいじん等				備考
					測定結果 (ng-TEQ/m3N	適用基準 適合状況	測　定 年月日	ばいじん (ng-TEQ/g)	焼却灰 (ng-TEQ/g)	適用基準 適合状況	測 定 年月日	
⑭	日本製紙㈱ 勿来工場	勿来町窪田十条１	廃棄物焼却炉	24,550　kg/時	0.0061	○	R6.4.17	0	1.4	○	R6.8.5	
					0.007	○	R6.9.4	－	－	－	－	
					0.0043	○	R6.12.25	－	－	－	－	
15	南産業㈱	内郷高野町高田 10-1	廃棄物焼却炉	195　kg/時	0.68	○	R6.12.12	0.040	0	○	R6.12.12	
⑯	有機合成薬品工業㈱ 常磐工場	常磐西郷町落合 788	廃棄物焼却炉	3,250　kg/時	0.00000075	○	R6.5.24	－	－	－	－	ばいじん等排出なし
					0.0000057	○	R6.10.11	－	－	－	－	
					0.00000066	○	R6.12.2	－	－	－	－	
					0.0000019	○	R7.2.12	－	－	－	－	
17	日本製紙勿来 クリーンセンター㈱	勿来町窪田十条１	廃棄物焼却炉	2,000　kg/時	0.00000039	○	R6.9.20	－	0.0025	○	R6.4.1	排出ガス（プロセス排ガス）複数目の混合試料のため測定年月日は分析年月日
								－	0.0094	○	R6.4.10	
								－	0.0071	○	R6.5.27	
								－	0.0055	○	R6.6.11	
								－	0.0015	○	R6.6.25	
								－	0.00081	○	R6.7.8	
								－	0.0044	○	R6.7.22	
								－	0.0020	○	R6.8.17	
								－	0.0011	○	R6.9.2	
								－	0.0016	○	R6.9.17	
								－	0.0011	○	R6.9.30	
								－	0.0025	○	R6.11.11	

ダイオキシン類測定結果個表：排出ガス（廃棄物焼却炉）③

※1　測定年月日は、試料採取日です。

※2　表中「－」は、未測定又は測定義務がないことを表しています。

※3　○で囲ったNo.の事業場は、『規模・能力』が200kg/時以上の産業廃棄物焼却施設を設置しており、廃棄物処理法に基づく立入検査の対象としている事業場です。
※4　令和６年度中に稼働実績がない施設については、年度内にダイオキシン類の測定を行わなかった施設があります。

ダイオキシン類測定結果個表：排出ガス（焙焼炉・焼結炉・溶解炉）

No.	特定事業場名	設置場所	特定施設の種類	規模・能力	排出ガス 測定結果 (ng-TEQ/m³N)	排出ガス 適用基準適合状況	測定年月日	備考
1	東邦亜鉛㈱ 小名浜製錬所	小名浜字芳浜10	亜鉛回収用 焙焼炉	8 t/時	3.2	○	R6.5.14	焙焼炉
			亜鉛回収用 焼結炉	6 t/時	0.90	○	R6.4.19	焼結炉
			亜鉛回収用 溶解炉	2.4 t/時	0.00065	○	R6.4.17	(1号)
			亜鉛回収用 溶解炉	2.4 t/時	0.00068	○	R6.4.18	(2号)
2	日産自動車㈱ いわき工場	泉町下川字大剣386	アルミニウム合金製造施設	3 t/時	0.0028	○	R6.8.29	(1号)
			アルミニウム合金製造施設	3.5 t/時	0.0000012	○	R6.8.30	(2号)

※　測定年月日は、試料採取日です。

ダイオキシン類自主測定結果個表：排出水

No.	特定事業場名	設置場所	特定施設の種類 （カッコ内は設置数）	廃棄物焼却の廃ガス処理施設	その他の施設	測定結果 排出水濃度 (pg-TEQ/ℓ)	測定結果 適用基準適合状況	測定年月日	備考
1	いわき市中部浄化センター	小名浜大原字芳際 1	下水道終末処理施設（1） 廃ガス洗浄施設（1）	－ ○	○ －	0.00014	○	R6.7.25	1 排水口
2	いわき大王製紙㈱ 本社工場	南台 4 丁目 3-6	廃ガス洗浄施設（3）	○	－	0.00014	○	R6.6.14	1 排水口
3	小名浜製錬㈱ 小名浜製錬所	小名浜字渚 1-1	アルミニウム合金製造施設（1） 廃ガス洗浄施設（4） 湿式集じん施設（2）	－ ○	○ －	0.00035	○	R6.4.22	1 排水口
4	㈱クレハ生産・技術本部 いわき事業所	錦町落合 16	ｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ又はｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ製造施設(5) フロン類破壊の廃ガス洗浄施設（5） 特定事業場からの水の処理施設（1）	－	○	0.015	○	R6.8.1	㈱クレハ生産・技術本部 いわき事業所が一括処理 （1 排水口）
5	㈱クレハ環境 ウェステックいわき	錦町落合 136-1	廃ガス洗浄施設（2） 湿式集じん施設（2）	○	－				
6	㈱ケミクレア 小名浜工場	泉町下川字大剣 1-133	湿式集じん施設（1）	○	－	0.025	○	R6.6.25	1 排水口
7	東邦亜鉛㈱ 小名浜製錬所	小名浜字芳浜 10	亜鉛回収用廃ガス洗浄施設（4） 亜鉛回収用湿式集じん施設（2）	－	○	0.27	○	R6.5.14	No.2 排水口 （リサイクル系）
			廃ガス洗浄施設（4） 湿式集じん施設（2）	○	－	0.38	○	R6.5.31	No.1 排水口 （焙焼硫酸系）
8	日本製紙㈱ 勿来工場	勿来町窪田十条 1	廃ガス洗浄施設（1）	○	－	0.068	○	R6.9.6	1 排水口
9	有機合成薬品工業㈱ 常磐工場	常磐西郷町落合 788	廃ガス洗浄施設（1）	○	－	0.027	○	R6.5.24	1 排水口
10	日本製紙勿来クリーンセンター㈱	勿来町窪田十条 1	PCB 分解施設（1）	－	○	0.46	○	R6.1.23	1 排水口
						0.013	○	R6.7.5	

※　測定年月日は、試料採取日です。

９　公害苦情の処理状況

１　公害苦情の処理体制

本市では、公害紛争処理法（昭和 45 年法律第 108 号）第 49 条第１項に基づき、「いわき市公害苦情相談員設置要綱」（昭和 52 年制定）により環境監視センター、環境企画課及び各支所に公害苦情相談員を配置し、市民からの公害苦情に関する相談に対し助言、調査及び指導を行っています。

２　公害苦情の処理期間

令和６年４月～令和７年３月

３　公害苦情の受付状況

⑴　公害苦情の受付件数

令和６年度における本市の公害苦情受付件数は93件で、前年度の99件と比較し、６件減少し、公害苦情の種類別では、大気汚染及び悪臭に関する苦情が４件減少し、水質汚濁及び騒音に関する苦情が１件増加しました。

⑵　公害苦情の種類別受付件数

令和６年度における本市の公害苦情を種類別にみると、騒音が 41 件(約 44%)と最も多く、次いで大気汚染が 22 件(約 24%)、悪臭が 16 件(約 17%)、水質汚濁が７件(約８％)、振動が４件(約４％)及びその他が３件(約３％)でした。

なお、令和５年度公害苦情調査結果報告書（公害等調整委員会事務局，令和６年 12 月）によれば、全国の公害苦情受付件数は約７万件であり、そのうち典型７公害の種類別にみると、騒音が約 39%と最も多く、次いで大気汚染が約 27%、悪臭が約 20%、水質汚濁が約 10%、振動が約４％、土壌汚染が 0.4%及び地盤沈下が 0.1%でした。

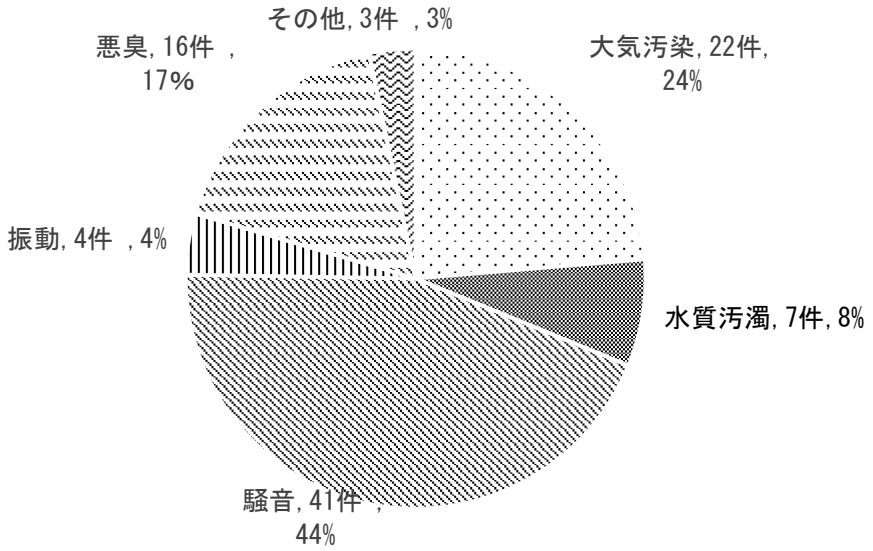

資料－１

法令等による測定調査の実施義務

１　大気汚染防止法

・　第18条の44（有害大気汚染物質対策の推進に係る地方公共団体の施策）
・　第22条第１項（常時監視）

２　水質汚濁防止法

・　第15条第１項（常時監視）

３　騒音規制法

・　第18条第１項（常時監視）
・　第21条の２（騒音の測定）

４　ダイオキシン類対策特別措置法

・　第20条第１項（排出の制限）
・　第26条第１項（常時監視）
・　第27条第１項（都道府県知事等による調査測定）
・　第28条第１項（設置者による測定、報告）
・　第34条第１項（報告及び検査）

５　ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分の維持管理の基準を定める省令

・　第１条第３号（維持管理の基準）

６　廃棄物の処理及び清掃に関する法律

・　第９条の３第５項（市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出）
・　第15条の２の３第１項（産業廃棄物処理施設の維持管理）
・　第19条第１項（立入検査）

７　公害紛争処理法

・　第 49 条第１項（苦情の処理）

資料－２

ダイオキシン類各種基準

１　環境基準（環境庁告示）　（平成 12 年１月 15 日から適用）

	大　気 (pg-TEQ/m³)	水　質 (pg-TEQ/L)	土　壌　※1 (pg-TEQ/g)	水底の底質※2 (pg-TEQ/g)
基準値	0.6 以下 (年間平均値)	1 以下 (年間平均値)	1,000 以下 (調査基準値：250 以	150 以下

※1　土壌については、基準値以内であっても 250pg-TEQ/g を超過した場合は汚染進行防止の観点から調査を行うことが適当であるとしている。

※2　水底の底質の基準値は、平成 14 年９月１日から適用

２　大気排出基準（特別措置法施行規則別表第一ほか）　（単位：ng-TEQ/m³N）

施設設置年月日		H12.1.15～	～H12.1.14
特定施設種類 ＼ 基準適用期間		H12.1.15～	H14.12.1～当分の間
亜鉛回収用焙焼炉等		1　以下	10 以下
アルミニウム合金製造用焙焼炉等		1　以下	5 以下
廃棄物焼却炉	4t/時以上	0.1 以下	1 以下
	2t/時以上 4t/時未満	1　以下	5 以下
	50kg/時以上 2t/時未満	5　以下	10 以下

※　市内に設置されている施設の基準のみを記載

３　水質排出基準（特別措置法施行規則別表第二ほか）　（単位：pg-TEQ/L）

特定施設種類	基準
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	10 以下
亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
廃棄物焼却炉（火床面積 0.5m² 以上又は焼却能力 50kg/時以上）に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設	
フロン類の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
廃 PCB（ポリ塩化ビフェニル）等又は PCB 処理物の分解施設	
水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設	
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	

※　市内に設置されている施設の基準のみを記載

４　最終処分場の放流水の基準

（ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令）

放　流　水	10pg-TEQ/L

５　廃棄物焼却炉のばいじん等の処分方法を判定する基準

（ダイオキシン類特別措置法施行規則第七条の二ほか）

ばいじん、焼却灰その他の燃え殻	3ng-TEQ/g（平成 14 年 12 月１日から適用）

資料－３

用　語　の　説　明

調　査　結　果　全　般

環　境　基　準
・　環境基本法第 16 条に基づいて「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定める基準です。 ・　現在、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音について基準が設定されています。
環 境 基 準 点
環境基準点とはその水域の水質を代表する地点で、生活環境の保全に係る環境基準の維持達成状況を把握するための測定点です。
単　位
ppm（ピー・ピー・エム）：百万分率のことで、ある量が百万分のいくつであるかを表す単位です。 ppmC（ピー・ピー・エム・シー）：炭化水素の濃度をメタンに換算した単位です。 mg（ミリグラム）　　：重さの単位で、千分の 1 グラムを表します。 μg（マイクログラム）：重さの単位で、百万分の 1 グラムを表します。 ng（ナノグラム）　　：重さの単位で、十億分の 1 グラムを表します。 pg（ピコグラム）　　：重さの単位で、一兆分の 1 グラムを表します。

大 気 汚 染 の 監 視 の 状 況

大気汚染常時監視システム
・　大気汚染の状況を監視する測定局で測定したデータは、電話回線により環境監視センターの中央局に送られ、この中央局で市内の大気汚染の状況を常時監視するシステムです。 ・　なお、本市の測定データは、県のシステムを経由し環境省の「大気汚染物質広域監視システム（通称「そらまめ君」)」に接続されており、この「そらまめ君」により全国の大気汚染状況を即座に見ることができます。 「そらまめ君」ホームページ　http://soramame.env.go.jp/
１日平均値の 2%除外値
１日の平均値を高い順から並べたとき、測定値の高いほうから 2%の範囲に含まれる数値を除いた値をいいます。
１日平均値の 98%値
１日の平均値を低い順に並べたとき、低いほうから数えて 98%目の値をいいます。

有害大気汚染物質のモニタリング状況

有害大気汚染物質

・　継続的に摂取される場合、人の健康を損なうおそれのある物質で大気汚染の原因となるものをいいます。
・　国では、有害大気汚染物質として 247 物質をリストアップしており、その中から優先的に対策に取り組むことが望まれる 22 物質を優先取組物質としています。
・　また、優先取組物質のうち、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン及びジクロロメタンについては、環境基準が設定されています。
・　なお、水銀及びその化合物については、平成 30 年４月１日より有害大気汚染物質から除外されていますが、引き続き常時監視を実施する必要がある物質として位置づけられています。

河 川 の 水 質 汚 濁 の 状 況

生活環境項目

・　水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準が設定されている BOD などの項目をいいます。
・　生活環境の保全に関する環境基準は、河川の水域ごとの利用目的(水道, 水産, 工業用水など)に応じそれぞれの水域の特性を考慮して、各水域を「AA」から「E」までの６つの類型をあてはめています。

健康項目

・　水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準が設定されているカドミウムなどの項目をいいます。
・　人の健康の保護に関する環境基準は、人の健康はなにものにも優先して尊重されなければならないため、全ての河川に一律に適用されています。

BOD

・　生物化学的酸素要求量のことで、水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量をいいます。
・　河川の有機汚濁の程度を示す代表的な指標で、この値が大きいほど有機物が多く汚れていることを示します。

BOD 負荷量

・　河川水に含まれる生活系、産業系及び自然系由来の有機質による汚濁物質の総量のことをいいます。
・　一般に河川流量が一定である場合、BOD 負荷量が増加すると河川の BOD 濃度は高くなります。

BOD75%水質値

・　BOD の測定値を値の低い順に並べたとき、低いほうから数えて 75%目の値をいいます。河川調査では、月１回年 12 回の調査を行っているため、12 個の測定値のうち値の低いほうから数えて９番目の値となります。(9/12＝75%)
・　また、BOD に係る環境基準の評価は、75%水質値で行うこととされています。
・　海域の COD75%水質値も同様です。